

[事案 28-267] 年金割増支払請求

・平成 29 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に予定死亡率に関する説明等がなかったことから、契約後に改定された生命表を年金額計算の基礎とすることは認められないとして、契約時に適用されていた生命表に基づいて年金額を再計算し、支給開始時に遡って精算するよう求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 10 月に契約した変額個人年金保険について、平成 24 年 10 月から年金を受け取っているが、以下の理由により、契約時に適用されていた生命表に基づいて年金額を再計算し、支給開始時に遡って精算してほしい。

- (1) 年金額計算の基礎とされる予定死亡率について、本契約の締結にあたって一切言及されていないので、予定死亡率の変更によって年金額が変更される旨の合意はなかった。
- (2) 年金額計算は、本契約成立時における予定死亡率に基づいて行うことが、契約時の合意事項であった。

<保険会社の主張>

保険契約は附合契約であり、申立人が、本契約の際に、仮に本約款の規定を知らなかったとしても、本契約における年金額は、約款で定められた方法によって計算されること、約款では「年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額」とされている。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人（成年後見人）の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は約款の規定する内容にしたがって成立したものであり、本契約成立時における予定死亡率に基づいて年金額の計算を行う旨の合意が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。